

居宅介護支援重要事項説明書

1. ミザール居宅介護支援事業所の概要

居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ミザール居宅介護支援事業所
所在地と電話番号	神奈川県横浜市鶴見区栄町通 1-8-12 045-506-1571
介護保険指定番号	居宅介護支援（1470100437号）
サービス提供地域	鶴見区、川崎区、幸区、神奈川区 港北区

*上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名（兼務）	0名	1名
介護支援専門員	3名（専従）	0名	3名
	管理者含む介護支援専門員3名の内 主任介護支援専門員が1名 (管理者) 永田知美 佐藤直美 戸張絵里子		

3. 営業日と営業時間

平日	午前8時45分～午後5時45分
休日	土・日・祝・12月30日～1月3日 ただし、ターミナルケアマネジメントを受けることに 同意した利用者については、電話による連絡を24時間 可能とする。

4. ミザール本社の概要

本社 (有) ミザール
代表取締役 鹿嶋加代子
所在地 神奈川県横浜市鶴見区向井町 4-88-21
電話番号 045-506-1566

5. 居宅介護支援の申し込みからサービス利用までの流れ

1	申請（申請の代行）	4	アセスメント
2	要介護（要支援）の認定	5	ケアプラン作成
3	契約	6	サービス利用

6. その他の業務

- ◇定期的なモニタリングと評価
- ◇入院されている方の状態確認（医療との連携）
- ◇介護保険施設等の入退所に関する支援
- ◇援助困難者への対応

7. 利用料金

①利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支払われるので自己負担はありません。

保険料の滞納により、法定代理受理が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、ご自身の居住地である区役所の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けられます。

②交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、実施地域を基点として介護支援専門員がお訪ねする為の交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合は、地域を超えた所から、片道分1kmあたり50円として頂戴いたします。

③解約料

解約料に関しては、頂戴しておりません。

8. 居宅介護支援専門員の資質向上を図るための取り組み

研修への参加

事業所内で1年に数回研修（勉強）会を開き、外部への研修にも率先して参加するよう努めています。また市町村が行う地域ケア会議でケアマネジメントの事例提供の求めがあった場合にはこれに協力します。

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	必要に応じて
課題の把握の方法	有	アセスメントを実施
介護支援専門員への研修の実施	有	6ヶ月に数回

9. 秘密保持

介護支援専門員に業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させるために、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう義務付けています。

10. 緊急時の対処方法

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、至急対応し家族が不在の場合は連絡を取り状況を説明します。必要であれば主治医、各サービス事業所に連絡を入れます。

また、利用者がケガや病気等で入院をした場合は、ご家族から病院に担当の介護支援専門員の名前、事業所名を伝えて頂くようお願いしています。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

11. 事故発生時の対応

介護保険サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者の家族、関係機関に連絡、説明を行い適切に対処します。

市町村には事故報告書を提出し、再発防止に努めます。

利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 高齢者虐待防止への対応

介護保険サービス提供中に当該事業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、すみやかにこれを市町村に通報します。

13. 身体拘束に関する対応

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びにやむを得ない理由を記録します。

14. 職場のパワーハラスメント防止の対応

当事業所はハラスメント行為を断じて許さず全ての従業員が互いに尊重しあえる安全で快適な環境づくりに取り組んでいます。

15. サービスの内容に関する苦情について

①当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に関するご相談・苦情を承ります。

(担当者)

管理者 永田 知美

電話 045-506-1571

②当事業所以外に、市長区村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

◇横浜市（本庁）介護事業支援指導課	045-671-2356
◇神奈川県国民健康保険団体連合会	045-329-3447
◇鶴見区高齢・障害支援課	045-510-1770
◇神奈川区高齢・障害支援課	045-411-7019
◇港北区高齢・障害支援課	045-540-2325
◇川崎区高齢・障害支援課	044-201-3080
◇幸区高齢・障害支援課	044-556-6619

16. その他

①財務内容・事業計画の閲覧をご希望の方はいつでも閲覧可能になっているのでお声掛け下さい。

②介護支援専門員の一人当たりの利用者数の上限は法令で定められた人数とし、それを遵守します。

③ミザール居宅介護支援事業所は、利用者の状況や生活環境に応じたサービスを適切かつ迅速に提供することをモットーとしています。

17. 公正・中立なケアマネジメントのための説明

当事業所において前6か月間に作成したケアプランのうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の利用割合は以下の通りです。

- ① 訪問介護 (36 %)
- ② 通所介護 (29 %)
- ③ 地域密着型通所介護 (13 %)
- ④ 福祉用具貸与 (55 %)

また、前6か月間に作成したプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の同一各事業所によって提供された割合は以下の通りです。

- ① 訪問介護
 - (訪問介護ステーションミザール 事業所 27%)
 - (アミカ鶴見介護支援センター 事業所 5%)
 - (あっぷるホームケアサービス川崎 事業所 5%)
- ② 通所介護
 - (デイサービスセンターミザール 事業所 49%)
 - (ラポールケアプラザ 事業所 9%)
 - (デイサービスシャンテール 事業所 6%)
- ③ 地域密着型通所介護
 - (デイサービス虹色 事業所 20%)
 - (ラポールケアサービス 事業所 13%)
 - (デイサービス八重子さんち 事業所 13%)
- ④ 福祉用具貸与
 - (フロンティア川崎東 事業所 31%)
 - (ゴーオン株式会社 事業所 17%)
 - (介護用品シャンテール 事業所 12%)

利用者はサービスの利用時に複数の事業所の紹介を求められることができると同時に、ケアプランに位置付けた理由を介護支援専門員に求めることができます。

